

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	金融庁
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税                 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資法人等に係る導管性要件等の見直し		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 投資法人等の課税の特例規定（導管性要件を満たした場合には、支払配当を損金算入できる特例規定）  ・ 特例措置の内容 ○ 投資法人の利益超過分配等に関して、みなし配当の算出方法を変更すること。具体的には、税務上の利益積立金がある場合には、当該部分を優先的にみなし配当として取り扱うこと。 ○ 投資法人同士の合併により「正ののれん」が生じた場合、減損損失に対する手当てと同様に、導管性要件の判定式の計算において、正ののれん償却額に係る法人税等相当額を控除する。		
関係条文	〔 所法 25 条、法法 24 条、租特法 67 条の 15 等 〕		
減収見込額	[初年度] - ( ▲21,997 ) [平年度] - ( ▲21,997 ) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 投資法人等の税務上の安定性を確保し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。  (2) 施策の必要性 現行の税制上、投資法人等は、利益の90%超を配当する等の要件（「導管性要件」）を満たした場合には、配当を損金算入することが認められており、実質的には、法人レベルで課税が行われないこととなっている。 一方で、現行制度上、費用計上等の認識（例えば：減損損失等）につき、税務上の取扱いと会計上の取扱いに差異（「税会不一致」）が生じた場合には、税務上の導管性要件を満たせない可能性があり、税務上の安定性が高いとはいえない状況である。 そのため、みなし配当の計算方法を見直すことにより、導管性を担保するための措置を強化する必要がある。 また、投資法人同士の合併により、正ののれんの償却額が生じた場合は、税会不一致の原因となり得、導管性要件が破綻する可能性があることから、これを手当てしない場合には、投資法人間の合併の障害になってしまう。 そのため、正ののれんの償却額が生じる場合について、導管性判定式を修正することにより、導管性要件が破綻しないように手当てする必要がある。		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	14—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	政策の達成目標	本拡充により、投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	現行制度上、税会不一致が生じた場合には、税務上の導管性要件を満たせない可能性があり、税務上の安定性が高いとはいえない状況である。 同様に、投資法人間で合併した場合にも、税務上の導管性要件を満たせない可能性があり、投資法人間の合併の障害になる可能性がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	投資法人等のうち、税会不一致が生じる法人等および合併を行う法人について、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	投資法人等の税務上の安定性等が増し、不動産証券化市場の活性化につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	不動産証券化市場が発展する前提として、ビークル段階で課税が生じないことが必要となる。本要望は、ビークル段階で課税されるかどうかを判定する導管性要件等の改善に関する要望であり、税制でしか措置することができない。
ページ		14—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>上場投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績：41法人(25年7月末)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>投資法人等の支払配当損金算入制度については、ピークル段階で法人税課税をほぼ受けないことにより、投資家による不動産証券化市場へのリスクマネーの供給促進につながっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。  平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。  平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。  平成 25 年度改正で、買換特例圧縮積立金制度が導入された。</p>
<p>ページ</p>	<p>14—3</p>